

介護(予防)短期入所生活介護花あかい・花みずき・花ごよみ 利用料金表

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

令和6年8月1日現在

第4段階 課税世帯等

介護度	介護サービス費	居住費	食費	その他加算額	処遇改善加算(1日分)	1日の利用料
要支援1	529円	2,066円	1,445円	166円	86円	4301円
要支援2	656円				103円	4445円
要介護1	704円				109円	4499円
要介護2	772円				118円	4577円
要介護3	847円				128円	4662円
要介護4	918円				138円	4742円
要介護5	987円				147円	4821円

※所得の低い方には負担限度額を設け、負担限度額を超えた分を介護保険で給付する制度があり、上記料金(第4段階)に代えて以下の通りになります。この制度を利用するためには、市に申請をして介護保険負担限度額認定を受ける必要があります。
 ※施設サービス費の合計額が一定の上限額を超えた場合は、市に申請する事により高額介護サービス費として払い戻しされます。

第3段階(2) 市民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方

介護度	介護サービス費	居住費	食費	その他加算額	処遇改善加算(1日分)	1日の利用料
要支援1	529円	1,370円	1,300円	166円	84円	3520円
要支援2	656円				100円	3664円
要介護1	704円				107円	3718円
要介護2	772円				116円	3796円
要介護3	847円				126円	3881円
要介護4	918円				135円	3961円
要介護5	987円				144円	4040円

第3段階(1) 市民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方

介護度	介護サービス費	居住費	食費	その他加算額	処遇改善加算(1日分)	1日の利用料
要支援1	529円	1,370円	1,000円	166円	84円	2810円
要支援2	656円				100円	2954円
要介護1	704円				107円	3008円
要介護2	772円				116円	3086円
要介護3	847円				126円	3171円
要介護4	918円				135円	3251円
要介護5	987円				144円	3330円

第2段階 市民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方

介護度	介護サービス費	居住費	食費	その他加算額	処遇改善加算(1日分)	1日の利用料
要支援1	529円	880円	600円	166円	84円	2060円
要支援2	656円				100円	2204円
要介護1	704円				107円	2258円
要介護2	772円				116円	2411円
要介護3	847円				126円	2421円
要介護4	918円				135円	2501円
要介護5	987円				144円	2580円

第1段階 市民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給している方、または生活保護を受給している方

介護度	介護サービス費	居住費	食費	その他加算額	処遇改善加算(1日分)	1日の利用料
要支援1	529円	880円	300円	166円	84円	1970円
要支援2	656円				100円	2114円
要介護1	704円				107円	2168円
要介護2	772円				116円	2246円
要介護3	847円				126円	2331円
要介護4	918円				135円	2411円
要介護5	987円				144円	2490円

介護(予防)短期入所者生活介護花あかい・みずき・ごよみ 利用料金表

令和6年4月1日現在

○ その他加算として以下の項目があります。

項 目	料 金	内 容
看護体制加算(Ⅰ)	4円/日	常勤の看護師を1名以上配置している
看護体制加算(Ⅱ)	8円/日	基準を上回る看護師の配置と医療機関との24時間連絡体制の確保
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20円/日	夜勤を行う職員の数が最低基準を1以上、上回っていること
サービス提供加算(Ⅲ)	6円/日	①介護福祉士が50%以上 ②常勤職員が75%以上 ③金属7年以上の職員が30%以上のいずれか
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	介護ロボットやICT等のテク/ロジーの導入を通じて、介護サービスの質を確保しつつ、職員の負担軽減に資する生産性向上の取り組みを推進している
口腔連携強化加算	50円/月	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施。利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、結果を情報提供した場合。1月に1回に限り加算。
上記合計金額	98円	その他加算額として表面に計上
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	基本報酬に各加算を加えた総単位数に13.6%をそれぞれ乗算した金額の1割、または2割、3割	

※上記項目は職員の構成状況等により変動する場合があります。

○ 必要に応じて適用となる項目

項 目	料 金	内 容	あかり	みずき	ごよみ
機能訓練体制加算	12円/日	専従の機能訓練指導員を配置	-	-	○
個別機能訓練加算	56円/日	専ら職務に従事する機能訓練指導員が計画に基づき機能訓練を実施	-	-	○
医療連携強化加算	58円/日	看護職員が定期的な巡視を行い、緊急時の対応体制の確保	○	○	○
認知症行動・心理状況緊急対応加算	200円/日	医師の判断により、認知症の行動・心理症状が認められるため緊急入所し介護を行った場合(7日を限度)	○	○	○
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	若年性認知症患者を受け入れ、介護サービスを提供した場合	○	○	○
送 迎 加 算	片道184円	送り迎え各々につき加算	○	○	○
緊急短期入所受入加算	90円/日	緊急利用者を受け入れたとき(7日まで/やむを得ない事情がある場合14日を限度)	○	○	○
療 養 食 加 算	8円/日	療養食を提供した場合にかかる加算(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び、特別な場合の検査食)(心疾患対しての減塩食療法を行う場合は算定化膿)	○	○	○
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	認知症実践リーダー研修を修了している職員が2名以上。認知症ケアに関する事項や技術指導に係る会議を定期的実施。	○	○	-
口腔連携強化加算	50円/月	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施。利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、結果を情報提供した場合。	○	○	○
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	①介護福祉士が80%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士が35%以上 のいずれか	-	-	-
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日	介護福祉士が60%以上	-	-	-
看取り連携体制加算	64円/日	看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定し、24時間看護師との連絡体制を確保している。(死亡日以前30日以下に7日を限度)	○	○	○

短期入所生活介護における長期利用に対しては以下の通りのご請求となります。

・要介護1～5の方	連続61日以上短期入所生活介護を行った場合	⇒介護福祉施設サービス費と同単位数
・要支援1の方	連続31日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合	⇒介護福祉施設サービス費の要介護1の75%に相当する単位数
・要支援2の方	連続31日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合	⇒介護福祉施設サービス費の要介護1の93%に相当する単位数

項 目	料 金	内 容
理 美 容 代	実 費	理容・美容を行った場合にかかる費用
日 用 生 活 品 費	実 費	日用生活品を購入した場合にかかる費用
特 別 な 食 事 の 料 金	実 費	特別な食事を提供した場合にかかる費用
電 気 機 器 使 用 料 金	一品につき 500円/月	テレビ等電気機器を持ち込んだ場合にかかる費用

※ご不明な点は生活相談員または介護支援専門員にご相談ください。